

## 第7章 介護保険料の見込み

### 1. 標準給付費見込額の推計

高齢化の進展による自然増や介護報酬改定の影響等を踏まえて見込んだ総給付費に、過去の実績から見込んだ特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料を合わせて、標準給付費を見込みました。

〔図表 7-1-1: 標準給付費の見込み〕

単位：千円

	計画値				参考値	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和12年度	令和22年度
総給付費	6,013,455	6,136,593	6,274,187	18,424,235	6,685,549	7,440,248
特定入所者介護サービス費等給付額	112,747	114,804	116,980	344,532	125,921	135,750
高額介護サービス費等給付額	117,786	119,929	122,202	359,916	131,628	141,902
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,186	20,528	20,917	61,631	22,862	24,647
算定対象審査支払手数料	6,905	7,022	7,155	21,082	7,821	8,431
審査支払手数料支払件数(件)	98,642	100,315	102,216	301,173	111,723	120,444
標準給付費見込額	6,271,078	6,398,876	6,541,441	19,211,395	6,973,781	7,750,979

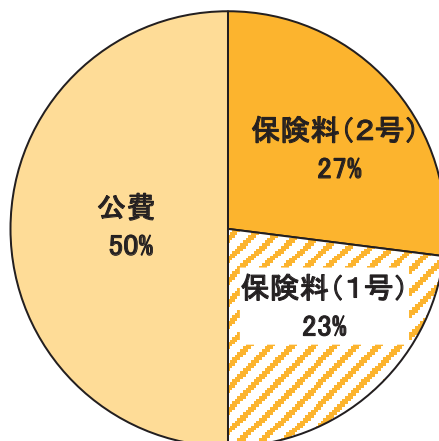
※千円未満の端数処理のため、計が一致しない場合がある(以下同じ)

### 2. 第1号被保険者の保険料の推計

#### (1) 介護保険の財源と保険料

介護保険の財源は、半分が国・県・市によって公費負担され、残りの半分は被保険者が納める保険料で構成されています。保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める負担割合は、全国ベースの人口比率によって定められ、第1号被保険者の負担割合は23%となっています。

〔図表 7-2-1: 介護保険の財源内訳(令和6~8年度)〕



## (2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費について、今後の事業展開に係る事業費を推計しました。

〔図表 7-2-2: 地域支援事業費の見込み〕

単位：千円

	計画値				参考値	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	150,802	153,202	155,888	459,892	172,173	170,894
介護予防・生活支援サービス事業	135,442	137,696	140,136	413,274	154,572	154,538
一般介護予防事業	15,360	15,506	15,752	46,618	17,600	16,355
包括的支援事業・任意事業	146,814	148,202	150,551	445,567	146,216	148,826
地域包括支援センター運営費	100,091	101,038	102,639	303,768	96,340	98,702
在宅医療・介護連携推進事業	182	183	186	551	589	589
生活支援体制整備事業	28,666	28,937	29,396	86,999	27,658	27,658
認知症総合支援事業	3,654	3,689	3,747	11,090	3,992	3,992
地域ケア会議推進事業	7,671	7,743	7,866	23,280	7,516	7,516
任意事業	6,550	6,612	6,717	19,879	10,121	10,369
地域支援事業費	297,616	301,404	306,439	905,459	318,390	319,720

### (3) 保険料収納必要額と保険料の基準額

第1号被保険者の保険料は、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者・要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等を基に設定しました。

〔図表 7-2-3: 保険料収納必要額と保険料の基準額〕

単位：千円

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	千円	6,271,078	6,398,876	6,541,441	19,211,395
地域支援事業費 (B)	千円	297,616	301,404	306,439	905,459
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B①)	千円	150,802	153,202	155,888	459,892
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 (B②)	千円	106,641	107,650	109,356	323,647
包括的支援事業（社会保障充実分） (B③)	千円	40,173	40,552	41,195	121,920
第1号被保険者負担分相当額 (C) (A+B) × 23%	千円	1,510,800	1,541,064	1,575,012	4,626,876
調整交付金相当額 (D) (A+B①) × 5%	千円	321,094	327,604	334,866	983,564
調整交付金見込額 (E)	千円	242,105	238,496	253,829	734,430
準備基金取崩額 (F)	千円				230,000
市町村特別給付費 (G)	千円	10,000	10,000	10,000	30,000
保険料収納必要額 (H) C+D-E-F+G	千円				4,676,011
収納率 (I)	%	98.5%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J)	人	20,905	20,946	20,946	62,796
保険料基準額 (年間) (K) H ÷ I ÷ J	円				75,600
保険料基準額 (月額) K ÷ 12	円				6,300

第9期計画期間中の介護保険料基準額	
年額 (円)	75,600
月額 (円)	6,300

#### (4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料については、被保険者の負担能力に応じた、細やかな段階の設定を行いました。  
第9期（令和6～8年度）における所得段階別の保険料（年額）は下記のとおりです。

〔図表 7-2-4: 第1号被保険者の所得段階別保険料〕

段 階	対 象 者	保険料率	保 険 料 (年 額)	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額（公的年金等に係る所得を除く）と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.285	21,600円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額（公的年金等に係る所得を除く）と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485	36,700円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、第1段階・第2段階に該当しない人	0.685	51,800円	
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額（公的年金等に係る所得を除く）と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.900	68,000円	
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人	1.000	75,600円	基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	90,700円	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	98,200円	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	113,400円	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	128,500円	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	143,600円	
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	158,700円	
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	173,800円	
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	181,400円	

※第1段階から第3段階までの保険料率は低所得者負担軽減後の率

## 〈資料編〉

### 1. 総社市介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日

選出区分	選出母体	氏名
被保険者を代表する者	総社市老人クラブ連合会の代表者	岡 弘
	婦人協議会の代表者	勘藤 倫子
	公募委員	東 正博
	公募委員	木口 恵子
	公募委員	渡邊 美和
	公募委員	井田 智江
介護に関し学識経験を有する者	吉備医師会の代表者	藤井 基弘
	民生委員児童委員協議会の代表者	浅沼 弘
	岡山県立大学の教員	森永 裕美子
	吉備歯科医師会代表者	中田 尚志
	川崎医療福祉大学の教員	富田 早苗
	在宅介護者の会の代表者	八代 敬徳
介護サービスに関する事業に従事する者	介護保険施設の代表者	江口 修
	地域密着型サービス事業者の代表者	松田 勝美
	指定居宅サービス事業所の代表者	一坪 真司
	指定居宅介護支援事業所の代表者	小原 誠
	訪問看護事業所の代表者	井口 博香
その他介護に関係する者	愛育委員協議会の代表者	水戸岡 真理子
	栄養改善協議会の代表者	林 安子
	介護サービス相談員の代表者	渡邊 秀子

## 2. 計画策定の経緯

年月日	内容
令和4年7月	「在宅介護実態調査」実施（令和4年7月～令和5年5月）
令和4年12月8日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」実施（12月8日～12月28日）
令和5年6月20日	「介護人材実態調査」実施（6月20日～7月21日）
令和5年8月18日	第1回介護保険運営協議会の開催 （ニーズ調査結果，在宅介護実態調査結果報告）
令和5年8月23日	第1回県ヒアリング（自然体推計）
令和5年10月3日	第2回県ヒアリング（サービス量・施設整備量・施策・課題等）
令和5年10月25日	第2回介護保険運営協議会の開催 （介護人材実態調査結果報告，計画素案の審議）
令和6年1月11日	第3回介護保険運営協議会の開催（計画素案の審議）
令和6年1月15日	市議会文教福祉委員会へ計画素案・介護保険料等の説明
令和6年1月19日	パブリックコメントの実施（1/19～2/7）
令和6年1月22日	県に計画素案の提出：県への意見照会 （介護保険法第117条第12項に基づく意見聴取）
令和6年2月19日	第4回介護保険運営協議会の開催（計画案の最終審議）
令和6年3月21日	介護保険条例の一部改正議案の議決

### 3. 介護保険用語集

用 語	用語の解説
-----	-------

#### あ行

IADL (アイ・イー・ディー・エル)	日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADL より複雑で高次な動作。家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の対応などをいう。
アセスメント	利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続きのこと。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。
いきいき百歳体操	おもりを手首や足につけて椅子に座って行う筋力体操。おもりの重さは変更でき、個人の筋力や体力に合わせて行うことができる。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業の一部であり、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業からなる。
一般高齢者	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を指す。
うつ	うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下がある。このような症状を示している状態のこと。
運動器	骨・関節・筋肉・神経などの身体を動かす組織・器官の総称。
ACP (エー・シー・ピー)	もしもの時のために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療、ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。(Advance Care Planning アドバンス・ケア・プランニング)の総称。愛称は「人生会議」。

#### か行

介護医療院	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する機能を持つ施設のこと。
介護給付	要介護認定を受けた被保険者に対する、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや、介護老人福祉施設などの施設サービスなどの提供についての保険給付。 要支援認定を受けた被保険者に対するサービスの提供についての保険給付は、予防給付という。
介護認定審査会	要支援、要介護認定について、審査、判定を行うため設置された機関。保健・福祉・医療に関する学識経験者から構成され、コンピュータ判定の結果と訪問調査の特記事項、主治医の意見を基に、介護の必要性や程度について審査を行う。

介護報酬	介護サービス提供事業者にサービスの対価として支払われる報酬。医療保険における診療報酬に当たる。介護報酬の額は介護給付費単位数表によって単位数を算定し、地域による1単位当たりの単価を乗じて算出する。
介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護医療院、介護老人保健施設のこと。
介護保険料基準額	所得段階別保険料の設定に当たって基準となる額。この基準額は、第9期計画における所得段階別保険料の第5段階に当たる保険料。
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・日常生活支援総合事業の一部であり、予防給付で行われていた訪問介護、通所介護を、専門的なサービス、多様な担い手による多様なサービスを提供する事業に移行するもの。既存の介護事業所に加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体による支援を行っていく。
介護予防・日常生活支援総合事業	地域支援事業の一部であり、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業からなる。
介護老人保健施設（老人保健施設）	症状が安定している要介護者が、家庭の復帰を目指し、医学的管理の下で、看護、介護、リハビリを中心に日常生活の世話を一体的に受けることができる施設。
課税年金収入	老齢・退職年金等、住民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれない。
通いの場	高齢者が容易に通える範囲にあり、介護予防のため週1回から月1回以上継続してトレーニングや体操などの活動をしたり、住民同士での交流などができる場所。
基準緩和通所サービス	介護予防・生活支援サービスであり、旧介護予防通所サービスの基準を一部緩和して実施する2時間から3時間程度の通所サービス。
基本チェックリスト	65歳以上の高齢者を対象とした、こころとからだの元気度をチェック（生活機能評価）する25項目の設問のこと。
旧介護予防通所サービス	介護予防・生活支援サービスであり、デイサービスセンター等の事業所で、要支援・事業対象者が健康チェック、日常生活訓練、レクリエーション、入浴等の介護を日帰りを受けられる。
旧介護予防訪問サービス	介護予防・生活支援サービスであり、要支援者・事業対象者に対して、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助等を行う。
協議体	生活支援の体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される組織。多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。
協働	市民や市民活動団体、事業者、学校、行政等異なる立場の主体が、共通の目的や課題の達成に向けて、お互いの特性を理解しつつ、対等な立場で連携・協力すること
居宅介護支援事業者	要介護認定者が適切に居宅サービスを利用できるよう、介護サービス計画の作成や居宅サービス事業者等との利用調整を行う事業者。



居宅サービス	要支援・要介護認定者が居宅や居宅から通うなどして受けるサービス。訪問介護，訪問看護や通所介護などをいう。
居宅療養管理指導， 介護予防居宅療養管理指導	医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士，歯科衛生士，看護職員等が通院の困難な要支援・要介護者の居宅を訪問し，療養上の管理及び指導を行う。
ケアキャビネット	医療と介護の情報連携を行う基盤をインターネット上で構築し，パソコンやタブレット，スマートフォンなどから，いつでもどこでも在宅患者の情報（プロフィール情報や写真，動画等）を投稿したり，参照することができるシステム。
ケアプラン （介護サービス計画書）	利用者及び家族の望む暮らしの実現に向けて，チームが目指す方向性や果たすべき役割，提供すべきサービスやセルフケア及び家族支援を具体的に書面に表したものの。
ケアマネジメント	人々が地域社会による見守りや支援を受けながら，地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な課題に対して生活の目標，課題解決に至る道筋と方向を明らかにし，総合的かつ効率的に課題解決を図っていくプロセスとそれを支えるシステム。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	介護の知識を幅広く持った専門家で，要介護者からの依頼によるケアプランの作成や継続的な管理，評価，サービス事業者との連絡調整を行う。一定の研修を修了した人には「主任ケアマネジャー」の資格がある。
軽費老人ホーム （ケアハウス）	老人福祉法に基づく居住施設のこと。60歳以上のひとり暮らしなどの高齢者が，自立した生活を維持できるように配慮された施設。
健康そうじゃ 21	平成27年3月に策定された，市民一人ひとりが，心身ともに健やかで豊かな人生が送れるよう，地域全体で支え合う健康づくりを進めていく指針となる計画。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わって，援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
高額介護サービス費	介護サービスを利用した要支援・要介護の方が1か月間に支払った利用者負担額が一定の上限（負担限度額）を超えたときは，申請によりその超えた分が払い戻される制度。
口腔機能	咀嚼（かむ），嚥下（飲み込む），会話などの機能。
高齢者虐待	高齢者が，養護者あるいは養介護施設従事者などから残酷で不当な取り扱いを受けること。「身体的虐待」，「心理的虐待」，「経済的虐待」，「介護・世話の放棄・放任」，「性的虐待」の大きく5つに区分される。
国保連合会	国民健康保険団体連合会の略。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか，サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査，指定サービス事業者及び施設に対する指導・助言等の役割が与えられている。

コンサルテーション	援助を必要とする人に対する協議や相談，専門家による診断や鑑定を行うこと。
-----------	--------------------------------------

## さ行

サービス付き高齢者向け住宅	高齢者が安心して居住できる住まいを確保することを目的として，バリアフリー構造等を有し，介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅の名称。平成 23 年（2011 年）の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された。
財政安定化基金	介護保険の保険者である市町村が，予定していた保険料収納率を下回ったり保険給付費が見込み以上に増大したりするなどして，保険財政に不足を生じた場合に，都道府県に置かれるこの基金から当該市町村に対して資金を交付または貸与して，安定化を図るための資金。
在宅医療・ 介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう，在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために，居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する事業。
サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした，地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化，福祉教育の場等へ広がる可能性も持った活動。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された福祉団体で，各市町村に常設されている公共性の高い民間福祉団体。市民や行政，社会福祉事業関係者などの参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組み，誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現を目指して活動する。
社会福祉士 (ソーシャルワーカー)	心身の障がいあるいは環境上の理由などが原因で，日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談援助を行う専門職。
若年性認知症	18 歳以上 65 歳未満の人で認知症の症状がある場合の総称。
重層的支援体制整備移行準備事業	全世代型地域包括ケア・地域共生社会の実現に向け，育児，介護，障がい，貧困，ひきこもり，さらには育児と介護に同時に直面する家庭など，世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める福祉分野における横断的な支援体制を構築することを目指す，重層的支援体制整備事業（相談支援・地域づくり・参加支援）を円滑に実施するため，各種相談支援機関等との調整や体制整備・構築など，新制度への移行準備のため調査検討をすることを目的としたもの。

就労的活動支援コーディネーター	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングする役割を果たす者。高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することが期待されている。
主任ケアマネジャー	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う職種。
小規模多機能型居宅介護	利用者（要介護（支援）者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、「通い」（デイサービス）、「訪問」（ホームヘルプサービス）、「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ提供することで、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うもの。
小地域福祉活動	住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、住民同士が支え合い、助け合う活動。
ショートステイ	多くの場合、介護老人福祉施設・介護老人保健施設に併設されている短期入所用のベッドに短期間入所・入院して、必要な介護や看護を受けたり、機能訓練を行ったりするサービス。福祉施設で行うものを「短期入所生活介護」、医療施設で行うものを「短期入所療養介護」という。
自立支援	要介護や要支援者が、自分で動き日常生活ができるように支援すること。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を生かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人。
身体拘束	介護サービス等の利用者の行動を制限する行為。例えば、車いすやベッドに縛るなどして固定すること、特別な衣服によって動作を制限すること、過剰に薬剤を投与し行動を抑制すること、鍵付きの部屋に閉じ込めることなどが該当する。身体拘束は利用者に対して身体的・精神的・社会的な弊害をもたらすことが多いことから、介護保険制度では身体拘束を原則禁止している。
生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。平成28年度から配置している。

生活支援体制整備事業	地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を設置し、サービスが創出されるよう取り組みを行う事業。 ①地域のニーズと資源の状況の見える化，問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有，意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ニーズとサービスのマッチングを総合的に推進していく。
成年後見制度	認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り，権利を守る制度。「法定後見制度」は，家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し，その人らしい生活のために，その人に代わって財産管理や身上監護などを行う。その他，判断能力が不十分になった場合に備えて，財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう，あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もある。
前期高齢者・後期高齢者	65歳以上 75歳未満の方を前期高齢者，75歳以上の方を後期高齢者という。
総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業の略称。

## た行

第1号被保険者・第2号被保険者	介護保険では，第1号被保険者は65歳以上，第2号被保険者は40歳以上 65歳未満の医療保険加入者をいう。第1号被保険者は，原因を問わず，要介護認定を受けて介護保険サービスを利用できるのに対し，第2号被保険者のサービス利用は，要介護状態になる可能性の高い特定の疾病により要介護認定を受けた場合に限定される。
団塊ジュニア世代	昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までに生まれた世代。
団塊の世代	昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までに生まれた世代。
短期集中通所サービス	介護予防・生活支援サービスであり，リハビリテーション専門職により行う，3か月または6か月の期間を定めた通所サービス。
短期入所生活介護， 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して，日常生活の介護や機能訓練が受けられる。
短期入所療養介護， 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して，医学的管理の下に日常生活の看護や機能訓練が受けられる。
地域共生社会	「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく，高齢者，障がい者，児童，生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち，支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

地域ケア	高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える仕組み。
地域支援事業	要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。
地域福祉	地域社会を基盤に住民参加による協働に基づいて福祉コミュニティを構築し、住民一人ひとりの生活保障を実現していく考え方。
地域福祉計画	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民、福祉サービスを提供する事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域で福祉活動を行う者をはじめとする地域の関係団体の参加を得て、地域の生活課題を、それに対応する必要なサービスの内容・量や、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画。
地域包括ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療及び福祉サービス、地域資源の活用等の検討や総合調整等を行うために設置した検討組織。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らすことができるように、医療、介護、見守り等の生活支援サービス、住まいなどが日常生活圏域内で用意され、包括的、継続的に提供できる仕組み。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等の様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していく機関。 基本機能として、①地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応等権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」②要支援認定者の予防プラン作成を行う「介護予防マネジメント」③介護サービス以外の様々な生活支援、要介護認定者への支援を行う「包括的・継続的ケアマネジメント」を担っている。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成18年の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービス。市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整し、地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

チームオレンジ	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれる。
通所介護	デイサービスセンター等の事業所で、要介護者が健康チェック、日常生活訓練、レクリエーション、入浴等の介護を日帰りで受けられる。
通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所等で、要支援・要介護者が機能訓練や入浴等を日帰りで受けられる。
特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入所して、日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話を受けられる。
特定入所者介護サービス費	低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合や低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について支給される費用。
閉じこもり	高齢者の生活の行動が家の中に限られて、日常生活の範囲が非常に狭くなっている状態のこと。隣近所、買い物、通院など含め1週間に1回未満の外出頻度が閉じこもり状態とされ、心身の活動の低下につながる。

## な行

日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画からは市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備することとなった。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、定めることとなっている。
日常生活支援	介護保険で自立と認定された方やひとり暮らしの方など、高齢者の方が安定した日常生活が送れるよう支援するサービスの概要。
任意事業	地域支援事業のうち市町村の判断により行われる事業で、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や介護者などを対象とし、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業。事業の種類としては、「介護給付等費用適正化事業」や「家族介護支援事業」などがある。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞の働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態。
認知症カフェ	認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。
認知症ケアパス	認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが進んでいく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかをあらかじめ標準的に決めておくもの。

認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症高齢者、その家族を初期の段階から包括的、集中的に支援する体制の強化を図るため、複数の専門職で組まれたチームのこと。
認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進関係閣僚会議において令和元年（2019年）6月18日にとりまとめられたもの。
認知症総合支援事業	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、認知症の早期における症状悪化の防止のための支援、その他の認知症であるまたはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業。認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を設置することにより、認知症ケア向上の推進を図る。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う。
認定調査	介護認定審査の際に、市町村の訪問調査員が被保険者を訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行う調査。

は行

パブリックコメント （市民意見公募）	市政への参加機会を拡大するため、市が施策の立案過程において趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求める制度。
ハラスメント	相手の意に反する行為（言動や行動）によって相手を不快にさせたり、人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりすること。
BMI （ビー・エム・アイ）	Body Mass Index の略で体格指数のこと。体重（kg）÷〔身長（m）×身長（m）〕により算出する。BMI が 25 以上を「肥満」、18.5 未満を「低体重（やせ）」としている。高齢者の場合は BMI20 以上が望ましい。
PDCA サイクル （ピーディーシーイー）	Plan（目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案）、Do（立案した計画の実行）、Check（目標に対する進捗を確認し評価・見直し）、Action（評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う）というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。
避難行動要支援者（要配慮者）	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のこと。災害時要援護者とも呼ばれる。
被保険者	介護保険においては、高齢者のみならず 40 歳以上の者を被保険者としている。年齢を基準に第 1 号被保険者（65 歳以上の人）と第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している人）に区分される。
福祉用具	高齢者や障がい者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車いす、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

福祉用具貸与, 介護予防福祉用具貸与	要支援・要介護者の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための歩行器や車いす等の福祉用具をレンタルすることができる。
フレイル	身体的、精神的な働き、社会的つながりが弱くなった状態でそのまま放置すると要介護状態になる可能性がある状態のこと。
フレイル予防	従来の介護予防をさらに進め、より早期からの介護予防を意味している。フレイルの進行を予防するためには、身体的要素、心理的・精神的要素、社会的要素3つの側面から総合的にみて対応する必要がある。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護	要介護者に対して、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助等を行う。
訪問看護, 介護予防訪問看護	医師の指示に基づいて、看護師や理学療法士等が、要支援・要介護者の家庭を訪問し、健康状態のチェックや療養上の世話をを行う。
訪問入浴介護, 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車等が要支援・要介護者の家庭を訪問し、入浴介助を行う。
訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づいて、保健師や作業療法士等が、要支援・要介護者の家庭を訪問し、機能訓練を行う。
ポピュレーションアプローチ	健康リスクに対する取り組みの一つ。集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取り組み方法を指しており、一次予防の役割を担う。

## ま行

民生委員・児童委員	地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。
みんなで見守るネットワーク (そうじゃ みんなで見守るネットワーク)	体調不良、虐待、行方不明、消費者被害等の早期発見を目的に、地域の企業や事業者・団体等と市が連携し、地域ぐるみで高齢者を見守る事業。

## や行

ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下の兄弟の世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと。
有料老人ホーム	食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームのうち、介護老人福祉施設や養護老人ホーム、ケアハウス等ではないもの。「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つの種類に分けられる。



要介護度	要介護度は、要支援1・2、要介護1～5の7段階に区分される。要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かを、市町村に設置される介護認定審査会で判定する。居宅サービスでは、要介護度ごとに、1か月に利用できるサービス費の上限額（区分支給限度額）が定められている。
養護老人ホーム	身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的な理由で自宅において生活することが困難な高齢者が入所できる施設。身体機能は自立が基本。個人と施設の契約による契約施設ではなく、市が入所の必要を決定し入所する措置施設。
要支援・要介護 (要支援状態・要介護状態)	介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、要支援1・2、または要介護1～5と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができる。 要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障がいがあるため、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減、若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれまたは身体上若しくは精神上の障がいがあるために6か月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。要介護状態とは、身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。
予防給付	要支援1・2の認定を受けた介護保険の被保険者に対する保険給付のこと。給付の内容は、介護給付から施設サービスに係る給付等が除外され、その他は介護給付に準じている。

## ら行

リハビリテーション	介護予防、重度化予防の観点で、施設から在宅まで障がいのある人や高齢者が、機能訓練だけでなく生活機能の向上を目指した活動に取り組むこと。
老齢福祉年金	国民年金制度が発足した当時すでに高齢になっていたため、老齢年金の受給資格期間を満たすことができなかった人に支給される年金。対象者は明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人。